

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

資料 4

八尾市地域公共交通計画の評価等結果（令和5年4月～令和6年3月）

目標	目標を達成するための取組 （重点施策）	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
7 か所ある交通不便地 （鉄道駅から800m、停留 所から300m以遠）を解消 する	新たな公共交通の取組みを全 市域で推進	交通不便地にお いて、新たな地 域公共交通を運 行させたか	●交通不便地は、竹湊、大正、志紀、曙川・高美南、高安、南高安、西郡地域の7 か所。竹湊、志紀、大正、曙川、高安、南高安の6 か所は解消した。 ●現在公共交通を運行している6 地域に関しては、地域ヒアリングや乗車者電話アンケートを通じて乗降所や運行時間帯等の見直しを検討。 ●西郡地域については、令和6 年度から新たな公共交通の導入に向けて運行ルート、運行ダイヤ等の検討を行い、第15回八尾市地域公共交通会議にて運行計画案を諮った。	●竹湊、大正、志紀、南高安の4 地域については、地域ヒアリングや乗車頂いた方への電話アンケートを通じ変更した計画にて、令和6 年6 月より変更計画にて運行開始する。 ●西郡地域については、第16 回地域公共交通会議に提案する運行計画にて、令和6 年8 月運行開始予定 ●曙川・高美南、高安地域につ いて、地域ヒアリングや乗車頂いた方への電話アンケートを通じ変更した計画にて、令和6 年10 月より変更計画にて運行開始予定	・別紙1「乗合タクシー運行実績」 ・乗合タクシーリーフレット(竹湊、大正、志紀、南高安)

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

資料 4

八尾市地域公共交通計画の評価等結果（令和５年４月～令和６年３月）

目標	目標を達成するための取組 （重点施策）	調査方法	達成状況・分析		評価・次年度に向けた課題や取組	備考
鉄道駅の数（12駅）、路線バス停留所の数（76停留所）、地域公共交通の利用者数（人/日）を維持する	都市計画道路・区画道路の整備	令和５年度の鉄道駅の数、路線バス停留所の数、地域公共交通の利用者数（人/日）を確認	【鉄道駅の数】 R 2：12駅 R 3：12駅 R 4：12駅 R 5：12駅 【路線バス停留所の数】 R 2：76停留所 R 3：76停留所 R 4：76停留所 R 5：76停留所 【近鉄市内８駅の合計】 R 2：33,381（人/日） R 3：35,324（人/日） R 4：38,824（人/日） R 5：〇〇〇（人/日） 【ＪＲ市内３駅の合計】 R 2：34,168（人/日） R 3：34,814（人/日） R 4：37,203（人/日） R 5：〇〇〇（人/日） 【Osaka Metro市内１駅の合計】 R 2：5,241（人/日） R 3：5,105（人/日） R 4：5,208（人/日） R 5：5,316（人/日） 【近鉄バス市内59停留所の合計】 R 2：2,909（人/日） R 3：2,947（人/日） R 4：3,569（人/日） R 5：3,583（人/日） 【大阪バス２路線の合計】 R 2：122（人/日） R 3：161（人/日） R 4：178（人/日） R 5：115（人/日）	●実施（都市計画道路整備率55.9%）	●継続実施	
	新たなバス路線の開設			●交通不便地における新たな路線バスの開設について、事業者と協議を行った。	●引き続き、交通事業者と協議を行う。	
	隣接市との連携による公共交通ネットワークの形成			●藤井寺市、柏原市と公共交通ネットワーク形成に係る協議を実施した。	●引き続き、協議を行う。	
	乗継利便性の向上を図る電子看板（デジタルサイネージ）の拡充			●八尾市広報・公民連携課と連携してデジタルサイネージ導入	●交通事業者と協議を行う。	
	移動手段の垣根にとらわれない移動を可能とするMaaSの取り組み			●MaaSに関する情報収集	●MaaSに関する情報収集に努める。	
	駅前広場の交通結節点としての整備・機能更新			●近鉄河内山本駅周辺整備事業を実施	●継続実施	
	公共交通を認知・利用する機会の創出			●観光・文化財課が八尾市シェアサイクル実証実験を実施 ●阪南大学と連携して鉄道、路線バスの利用促進を実施した。	●八尾市シェアサイクルのポート増設を行う。 ●阪南大学と連携して、鉄道、路線バスの利用促進を実施する。 ●市政だより等を活用した路線バスの利用促進に取り組む。	・別紙２ 阪南大学 プレス資料、八尾・高安山麓 近鉄信貴線地域リーフレット
	実施事業の継続及び周知（重度障がい者へのタクシー利用券交付、福祉有償運送等）			●継続実施	●継続実施	
	運転免許証自主返納の促進			●市HPで啓発 ●府警本部と連携し、返納促進に向けた取り組みの一環として乗合タクシーを啓発	●市HPで啓発に取り組む。 ●府警本部と連携し、返納促進に向けた取り組みの一環として乗合タクシーを啓発	
	社会参加の推進をめざした移動困難者の移動支援			●交通不便地解消の取り組み	●交通不便地解消の取り組みを進める。	

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

資料 4

八尾市地域公共交通計画の評価等結果（令和５年４月～令和６年３月）

目 標	目標を達成するための取組 （重点施策）	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
地域公共交通会議の回数 （４回/年）	地域公共交通会議の開催	会議開催回数	２回/年を開催	４回/年を開催	
地域公共交通の情報発信等 で連携した地域（小学校区 まちづくり協議会など）の 数（２８地域/年）	広報紙やホームページなどを使った 地域公共交通に関する情報発信	連携した地域（小 学校区まちづくり 協議会など）の数	●竹濑、大正、志紀、曙川、高安、南高安地域の６地域において、乗り合いタクシーの認知度向上に向けた情報発信を地域の祭り、お食事会及び高齢者イベント等で行った。	●交通不便地において、地域と連携し、乗合タクシーの啓発に取り組む。 ●引き続き、地域と連携した公共交通利用者の増加につながる取り組みを検討する。	

（記載に当たっての留意事項）

- ・ 本様式中、表題の「（○年○月～○年○月）」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- ・ 毎年度の評価になじまないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」の欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「－」と記載して下さい。
- ・ 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合には、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- ・ 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果（議事録等）等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- ・ 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の様式が既にある場合や、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を行った報告様式がある場合には、参考資料として添付して下さい。